

## 今夏の湯水は完全に解消

# 川下川貯水地は満水に

今年の夏、関西地方は異常湯水にみまわれ、本市も湯水対策本部を設置しましたが、その後のまとまった降雨により現在では本市の川下川ダムも満水の状態です。完全に解消されました。

今年の梅雨期は例年にくらべ降水量が少なく、七月中旬の川下川ダムの貯水率は例年より約三十八パーセント(過去五年平均は九十九パーセント程度)で、この状況で水の使用が急激に増える夏場を迎えることになりました。

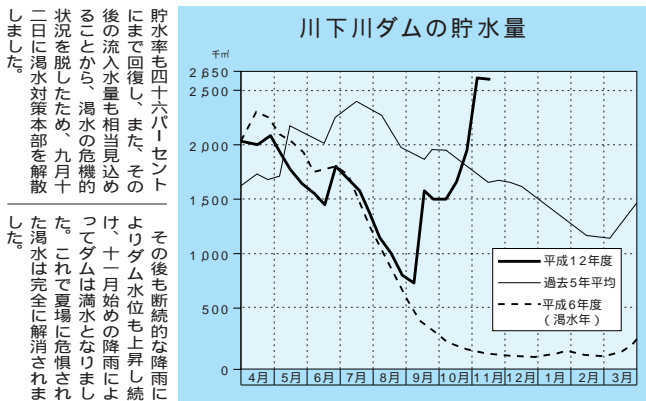
**湯水対策本部を設置**  
その後水不足は解消されず、県営水道の取水源である猪名川も一庫ダムの貯水率が低下したため八月十四日から十八パーセントカットの取水制限となりました。

また、川下川ダムの貯水率も八月下旬には約三十八パーセントとなつたため、八月三十一日に水道局湯水対策本部を設置し、公共施設などに節水を呼びかける啓発看板や横断幕を設置しました。また、九月一日には節水チラシを新聞に折り込み、市民に節水を呼びかけました。猪名川においてはさらに水不足が深刻になり、九月四日からは二十パーセントカットの取水制限が実施されました。



満々と水を貯える川下川貯水地

九月にまとまった降雨により、その後九月十日から十二日にかけて九十三ミリメートルのまとまった降雨があり、川下川ダムの



**市水道局ホームページ**  
<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/suido/>  
水道に関する情報は、ホームページをご覧ください。  
小学生向けのページも掲載しています。  
ホームページに関する問い合わせは、  
水道局総務課まで(0797-73-3688)

## 水道事業管理者に島上隆博氏が就任

前任者 松浦保氏の後任として、十月一日付で前下水道担当部長の島上隆博氏が水道事業管理者に就任しました。



道の仕事をさせていたたくことになりました。かつて私が在職していた昭和四十年代は水不足に悩まされ、市民の皆さまには大変ご迷惑をお掛けした時期もありました。つきましては一応の目標は達成されつつあるといえます。二十一世紀を前に控え、これからの水道事業は良質な水道の供給や市民サービスの向上など、より質り組むこととしています。また、本市の水道は数多い水源を持ち、浄水場や配水池、加圧ポンプ場などが多数存在する複雑な水道であります。より効率的な

## 就任ごあいさつ

宝塚市水道事業管理者  
島上隆博

十月一日付で水道事業管理者に就任いたしました。私は、昭和四十二年に宝塚市に奉職しました。最初の職場が水道局であり、主に水道管の布設業務などに携わり、工務課長や浄水課長を担当して昭和六十二年に水道局を離れました。その後、クリーンセンター所長や下水道担当部長を歴任し、この度、十三年ぶりに水

期もありましたが、川下川ダムの完成によって安定給水が確保できるようになりました。わが国の水道の普及率も今日では九十六パーセントを超え、水道の普及拡大の

高い水道が求められていきます。現在、宝塚市では平成十三年度を初年度とする第四次総合計画を策定中であり、水道事業におきましても、より安全で良質な水道の供給に向けた施策に取り組むこととしております。施設管理に努めるとともに、厳しい財政状況ではありますが経営の健全化につくましても鋭意努力してまいります。ご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 年末は水の使用量が急増

### 年末の大掃除などは早めに済ませて

昨年の大晦日は1年のうちで最も水の使用量が多かった日です。使用量が急激に増えるため、市水道局では配水調整に苦慮します。大晦日の多量の水の使用は、可能な限り控えてください。

**小さな工夫で節水を**

- 歯磨きなどは、容器に汲んで(1カ月で約1m³の節水)
- 洗濯はためすぎで(1カ月で約2m³の節水)
- 洗車は、水をバケツに汲んで(1回で約210ℓの節水)
- 風呂の残り湯は、捨てないで(半分を再利用すれば約90ℓの節水)

# 水道モニター会議を開催

## 水質などに関心が高く



惣川浄水場を見学

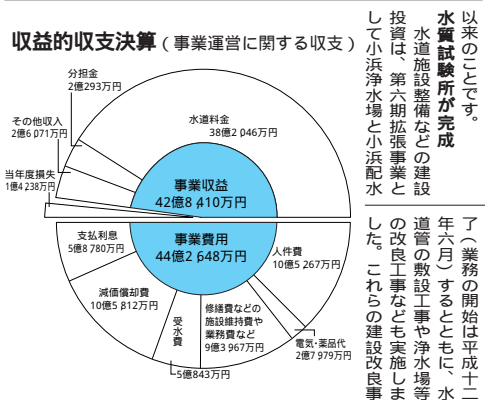
七月三十日に平成十二年度第一回目の水道モニター会議を開催しました。

水道モニター制度は、水道の知識を深めていただくことを目的として、平成十一年度から始めた制度です。今年度の水道モニターは二十一人(男性十六人、女性五人)で、自治会連合会の推薦や公募によるものでした。モニターは、水質検査機器を備えた真新しい水質試験所にも見学していただきました。

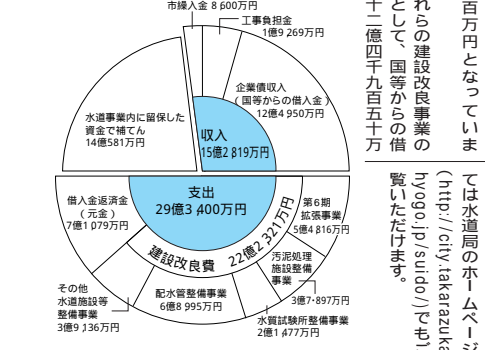
モニター会議

# 平成十一年度 水道事業会計決算

九月定例会議で、平成十一年度水道事業会計の決算が認定されました。十一年度の給水人口は二十一万六千二百一十八人で、年間総配水量は三百五十二万六千七百七十三立方メートル、そのうち水道料金の徴収対象となった水量は二百四十四万八千三百六十三立方メートルです。



収益的収支決算(事業運営に関する収支)



資本的収支決算(建設投資などに関する予算)

池を結ぶ送水管の敷設や老朽化した惣川浄水場内の汚泥処理施設の更新工事を実施しました。また、念願の水質試験所建設工事が完了(業務の開始は平成十二年六月)することにも、水道管の敷設工事や浄水場の改良工事なども実施しました。これらの建設改良事業に、

## 水道モニターからの主な質問

- Q 水処理に何種類かの薬品を使用しているようですが安全性に問題はありますか。
A 水処理で使用されている薬品は、消毒用の塩素剤、pH値調整用のアルカリ剤及び濁りを除去する凝集剤の3種類です。いずれの薬品も原水に添加されると加水分解によって沈殿したり、炭酸イオン等と反応して分解しますので、安全性に問題ははありません。
Q 受水槽の水が気になるのですが。
A 受水槽の管理は所有者が行うことになっており、10m³を超える受水槽については法定検査義務があります。10m³以下の受水槽は検査義務がありませんが、管理は所有者が行うことになっています。現在、国においてこの問題について検討されていますので、近い将来には何らかの対策が講じられるものと考えています。
Q 塩素はどのくらい注入しているのでしょうか。
A 水質基準では残留塩素濃度は各ご家庭の蛇口で0.1mg/l以上を確保する必要があります。通常、浄水場では1mg/l程度の濃度で送り出しています。従って、浄水場に近いご家庭では若干高め濃度となっている場合があります。
Q ボトルウォーターに対する水道局の見解は。
A 飲用する水については日本の水道水は十分に安全性は確保されていますが、近年、様々なボトルウォーターが販売されています。ボトルウォーターはそれぞれに個性があり、近頃では深層水など非常に硬度の高い水も出ています。やはり、利用者の目的や嗜好に合わせて選択されるのがよいと思います。
Q 風呂の桶がピンク色に変色しているのは水道水と関係があるのでしょうか。
A 色素産生菌の従属栄養細菌又は真菌(カビ)が繁殖したためです。この細菌はごく一般的に存在しており、湿気が多く日光があたらないところでは良く繁殖して、桃色や黄色の色素を産出し、タオル等をピンク色に染めたりします。洗濯物などは戸外で紫外線に良く当て乾かせば発生することはありません。発生して着色してしまったときは塩素系の漂白剤で漂白することができます。桶なども定期的に漂白剤で殺菌すれば発生を防止することができますが紫外線に当たると乾燥させることが防止には最も効果的です。水道水の水質には何ら問題はありませんのでご安心ください。
Q 日本の水質基準はWHO(世界保健機構)の基準とどこが違うのでしょうか。
A 日本の水質基準もWHOの基準も基本的には大差ありません。WHOで飲料水ガイドライン設定対象にされた項目については、世界各国で国内事情を考慮してそれぞれの水質基準として採用されています。従って、日本では使用されていない薬品や農薬類、または一般に検出されていないような物質についてはWHOガイドラインと異なるところがあります。日本の水質基準も毎年のように見直しが行われていますが、当然、WHOガイドラインを参照して検討されています。
Q 宝塚市内にはたくさんのゴルフ場があり、農薬と水道水の関係が気になります。
A 宝塚市の水道水源と直接的に水質的な関わりのあるゴルフ場は2~3ヶ所です。このうち、最も影響の大きい2ゴルフ場とは水源の水質監視に係る協定を水道局と締結しています。協定の内容は、ゴルフ場による定期的な水源水質監視、農薬の検査、農薬・肥料の大量使用に際しての事前通知義務等よりなっています。今後も、水道局独自の水質監視と合わせて、より緻密な水質監視ができるよう努力していきます。

# お知らせ

引越のご案内
水道の開・閉栓届を
年末は引越のシーズンでもありますが、転居に際しては水道の使用開始、使用停止の届けが必要となります。この届けを怠ると、水道の無届使用となり、実際に使用された時点で水道使用料を一度に請求することになります。また、転居に伴い水道の使用を停止するときも、閉栓の届けが遅れるとその間も、たとえ使用水量がゼロであっても検針日が変わります。
検針日が変わります
基本料金が必要です。水道局から納付書が送付され、口座引落も続行します。口座引落も続行します。
引越の期日が決まるとできるだけ一週間前までに水道局に開栓・閉栓の届けをください。届けは電話(0797)336811(1)でできます。土・日曜日・祝日は除く午前九時から午後五時までに、使用者番号、または水栓番号を確認し、お知らせください。
なお、市役所市民課への転入・転出届けをされた後も水道については、電気ガムと同様に、使用者の変更届けが必要です。
検針日が変わります
使用者番号の筆頭数字が「5」の地域(川面・御殿山・栄町・桜方丘・清荒神など)の水道モニター定期検針は奇数月の一日となっております。しかし、十二年度第五期分の検針は元旦にあたります。そのため、検針日を変更し、十二月二十七日・二十八日に実施しますのでご了承ください。
建設事業登録を
水道局では、届が発注する建設工事の業者登録を追加で受け付けます。既に登録している業者は必要ありません。詳細は次のとおりです。
追加受付
水道局では、届が発注する建設工事の業者登録を追加で受け付けます。既に登録している業者は必要ありません。詳細は次のとおりです。
申請受付対象
宝塚市に本店を置き、平成十二年十一月一日現在、建設業法第三条の規定による許可を受けている者で、かつ、同法第二十七条の二十三に規定する経営に関する審査を受けている者に限ります。
申請期間
平成十二年十一月一日から十二月十五日の間で、土・日曜日は除きます。受付時間は十時から十三時(十二時から十三時を除く)です。参加資格の有効期間は平成十三年一月一日から平成十四年六月三十日までです。
その他
受付は水道局総務課で持参に限り、詳しくは、水道局総務課にお問い合わせください。
(0797)3368(8)